

第76回国民体育大会 競技役員等養成基本計画

第76回国民体育大会（以下、「大会」という。）の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第76回国民体育大会競技役員等養成基本方針」及び「第76回国民体育大会競技役員等編成基本方針」に基づき、「第76回国民体育大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技団体は、直接競技の運営・進行に携わる競技役員及び競技補助員について、講習会開催及び派遣業務等を実施し養成を行う。
- (2) 会場地市町は、競技会の運営に携わる競技会係員及び競技会補助員について、関係団体と十分協議し、必要に応じて講習会を開催し養成を行う。
- (3) 県は、事業の進捗状況を逐次把握し、競技団体及び会場地市町と連携を図り、大会開催までに競技役員等を確保するよう努める。

3 養成事業

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② ブロック及び中央の競技団体講師による県内講習会
 - ③ ブロック及び中央の競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ ブロック及び中央の競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② ブロック及び中央の競技団体講師による県内講習会

4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分			年度（開催前年）								
			26 7年前	27 6年前	28 5年前	29 4年前	30 3年前	31 2年前	32 1年前	33 開催年	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上								
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上							
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	養成、資質向上							
競技補助員		県内講習会	養成、資質向上								
競技会係員		県内講習会	養成								
競技会補助員		県内講習会	養成								

5 養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しをする。